

2. 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	住宅地区				施設地区
			面積	約29.6ha				約4.5ha
		地区の細区分	名称	低層住宅1地区	低層住宅2地区	一般住宅地区	集合住宅地区	
			面積	約0.6ha	約12.1ha	約15.4ha	約1.5ha	
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 公衆浴場 2. 畜舎	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 公衆浴場 2. 自動車車庫（建築基準法別表第2（は）項第八号に掲げるものを除く。） 3. 畜舎	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 公衆浴場 2. 自動車車庫（建築基準法別表第2（は）項第八号に掲げるものを除く。） 3. 畜舎	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 公衆浴場 2. 自動車車庫（建築基準法別表第2（は）項第八号に掲げるものを除く。） 3. 畜舎（店舗（動物病院を含む。）に附属する畜舎を除く。） 4. 一戸建ての住宅（建築基準法別表第2（い）項第二号に掲げるものを除く。）	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 公衆浴場 2. 畜舎（店舗（動物病院を含む。）に附属する畜舎を除く。） 3. 倉庫。ただし、他の用途の建築物又は建築物の部分に附属する倉庫で下記に掲げるもの及び自転車置き場の用途に供する部分を除く。 (1)主たる用途の部分と附属倉庫の部分を含む一の建築物で、付属倉庫の部分の床面積の合計が主たる用途の部分の床面積の合計未満であるもの (2)(1)に掲げるもの以外の附属倉庫で、附属倉庫の部分の床面積の合計が150㎡以下であるもの (3)(1)及び(2)の附属倉庫の部分の床面積の合計が主たる用途の部分の床面積の合計未満であるもの	
		建築物の敷地面積の最低限度	150㎡			160㎡	150㎡	

	ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地についてはこの限りでない。			
壁面の位置に関する制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という）の面から敷地の境界線までの距離は、次の各号に掲げるものとする。 1.外壁等の面から道路境界線までの距離は1.0m以上とする。 2.外壁等の面から隣地境界線までの距離は0.6m以上とする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という）の面から敷地の境界線までの距離は、次の各号に掲げるものとする。 1.外壁等の面から道路境界線までの距離は建築物の地盤面からの高さが10mまでの部分は1.0m以上とし、建築物の地盤面からの高さが10mを超える部分は1.5m以上とする。 2.外壁等の面から隣地境界線までの距離は0.6m以上とする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という）の面から敷地の境界線までの距離は、次の各号に掲げるものとする。 1.外壁等の面から道路境界線までの距離は1.5m以上とする。ただし、道路境界線から引いた垂線と反対側の敷地境界線と交わるまでの距離が18mに満たない部分については、外壁等の面から道路境界線までの距離は1.0m以上とする。 2.外壁等の面から隣地境界線までの距離は0.6m以上とする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という）の面から道路境界線までの距離は1.5m以上とする。
	ただし、敷地境界線までの距離は、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で次の各号の一に該当する場合については、この限りでない。 1.外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの 2.物置その他これらに類する用途（第3号に掲げるものを除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内であるもの 3.自動車車庫、自転車置き場その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であるもの			
建築物の高さの最高限度	1 0 m	1 2 m	1 6 m	
かき又はさくの構造の制限	道路境界側に設置する垣又はさく（建築物に附属する塀に限る。）の高さは、地盤面から1.5m以下とする。			

「区域、地区の区分及び地区の細区分は、計画図表示のとおり